

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 管理組織(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 データの管理(第 6 条・第 7 条)
- 第 4 章 仕様書等の管理(第 8 条)
- 第 5 章 電子計算機等の運用及び管理(第 9 条・第 10 条)
- 第 6 章 電子計算機室及び磁気ファイル等の保管施設の管理及び保安(第 11 条～第 13 条)
- 第 7 章 個人情報の保護(第 14 条～第 16 条)
- 第 8 章 委託及びデータの提供(第 17 条～第 19 条)
- 第 9 章 補則(第 20 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、千葉県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)における電子計算機処理に係るデータの保護及び管理について、管理組織、管理方法、個人情報の取扱いその他必要な事項を定めることにより、データの滅失、漏えい等の防止を図り、もって情報処理の円滑化、個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、データの保護及び管理とは、電子計算機処理に係るデータが処理、保管及び移転の各段階において、滅失、き損又は漏えい(以下「滅失等」という。)することのないよう事前及び事後の対策を講ずることをいう。

(対象)

第 3 条 この規程による保護及び管理の対象は、法令等の規定によるデータであって次に掲げるものに記録されているもの並びにその処理に関する仕様書等及びプログラムとする。

- (1) 磁気テープ、フレキシブルディスク、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する媒体(以下「媒体」という。)
- (2) 入力用帳票及び出力帳票(以下「入出力帳票」という。)

第 2 章 管理組織

(データ保護管理者)

第 4 条 連合会に、データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)及びデータ保護補助管理者(以下「補助管理者」という。)を置く。

- 2 保護管理者は、事務局長とし、補助管理者は、保護管理者が指定する者とする。
- 3 保護管理者は、この規程に定めるところにより、その処理するデータを適正に管理しなければならない。
- 4 補助管理者は、保護管理者を補佐し、保護管理者が出張、休暇等により不在の場合、又は保護管理者の指示を受けた場合、その職務の全部又は一部を代行するものとする。

(データ保護担当者)

第 5 条 連合会に、データ保護担当者(以下「保護担当者」という。)を置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者が指定する者とする。

- 3 保護担当者は、保護管理者の指示のもとに、職員を指揮監督し、データの保護及び管理に関する事務を処理する。

第3章 データの管理

(入出力帳票及び媒体の管理)

第6条 データが記録された入出力帳票及び媒体(次条に規定するものを除く。以下「入出力帳票及び媒体」という。)は、その受入れに際して必要な確認措置を講じ、これを記録するとともに、処理後は直ちに所定の場所への格納又は廃棄の措置を講じなければならない。

- 2 入出力帳票及び媒体は、滅失等を生じないよう所定の場所に保管しなければならない。
- 3 入出力帳票及び媒体は、みだりに複製してはならない。また、複製する場合には保護管理者の許可を得なければならない。
- 4 入出力帳票及び媒体の引渡しに当たっては、相手方、種類、数量等を確認し、記録しなければならない。
- 5 入出力帳票及び媒体の搬送に当たっては、施錠のできる容器を使用し、又は厳重な包装を行う等、滅失等を防止する措置を講じなければならない。
- 6 入出力帳票及び媒体の廃棄に当たっては、焼却その他確実な措置を講ずるとともにその旨記録しなければならない。

(磁気ファイルの管理)

第7条 媒体に記録されたデータのうちマスターファイル及びこれに準ずる重要なファイル並びにプログラム(以下「磁気ファイル」という。)の授受及び保管に当たっては、必要な事項を台帳に記録しなければならない。

- 2 磁気ファイルは、所定の場所に格納して保管するとともに、その保管庫等からの入出庫は、原則として保護担当者が取り扱うものとする。
- 3 保護担当者は、その指定する者に磁気ファイルの保管庫等からの入出庫を行わせることができる。
- 4 磁気ファイルは、みだりに複製してはならない。また、複製する場合には保護管理者の許可を得なければならない。
- 5 磁気ファイルの複製及び消去、磁気ファイルの廃棄、クリーニング等に当たっては、データの滅失等を生ずることのないよう十分注意しなければならない。
- 6 磁気ファイルの障害の有無等については、定期的に又は随時に点検等を行い、これを記録しなければならない。
- 7 保護管理者は、磁気ファイルへのアクセスを制限する必要がある場合は、そのための技術的な措置を講ずるものとする。
- 8 磁気ファイルのうち特に保護管理者が必要と認めて指定するものについては、予備ファイルを作成し、耐火金庫又は堅固な保管設備に隔離保管するものとする。この場合において、その保管を外部に委託する場合には、授受の確認、保管方法等データの滅失等を防止するため、必要な事項に関し、覚書を締結するものとする。
- 9 保護管理者は、磁気ファイルの重大な障害につき、報告を受けた場合は、速やかにその状況につき調査し、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 仕様書等の管理

(仕様書等の管理)

第8条 保護管理者は、システム基本設計書、業務仕様書、運用操作説明書等の仕様書等のうち外部に知られることを適当としないものを指定するものとする。

- 2 前項の規定により指定された仕様書等(以下「仕様書等」という。)は、みだりに複製してはならない。
- 3 仕様書等は、所定の場所に格納して、保管しなければならない。
- 4 仕様書等を複製し、又は外部に持ち出す場合には、保護管理者の許可を得なければならない。

第5章 電子計算機等の運用及び管理

(電子計算機の運用及び管理)

第9条 電子計算機の運用に当たっては、あらかじめ定める月間計画書、週間計画書等に従って行うとともに、その実績を記録し、照合する等の措置を講じなければならない。

- 2 電子計算機の操作は、補助管理者の指示又は承認を得た者が、原則として複数で行うものとする。

(端末機の運用及び管理)

第10条 保護管理者は、端末機の使用時間、標準的な操作基準を定めるとともに、端末機の使用状況及び入力データを把握するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 端末機の操作は、保護担当者の指示又は承認を受けた者が取り扱わなければならない。

第6章 電子計算機室及び磁気ファイル等の保管施設の管理及び保安

(入退室の管理)

第11条 保護管理者は、電子計算機室及び磁気ファイル等の保管施設(以下「電子計算機室等」という。)への入退室について部外者を識別し得るよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 電子計算機室等への部外者の立ち入りについては、保護管理者の許可を得なければならない。
- 3 電子計算機室等への部外者の立ち入りの際には、原則として保護担当者が立ち会うものとする。

(保安措置)

第12条 保護管理者は、火災その他の災害及び盗難に備えて、電子計算機室等に必要な保安措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対策)

第13条 保護管理者は、事故発生時の対策についての手続を定めるとともに、その内容を職員に徹底しなければならない。

- 2 保護管理者は、事故が発生した場合は、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講ずるものとする。

第7章 個人情報の保護

(個人情報保護規定)

第14条 個人情報の保護については、千葉県国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規程(平成17年規程第3号)の定めるところによる。

第15条及び第16条 削除

第8章 委託及びデータの提供

(業務の委託)

第17条 データの処理を外部に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を規定した委託

契約書を締結しなければならない。

- (1) データの機密保持
 - (2) 契約の相手方に対する善良なる管理者の注意義務の遵守
 - (3) 承認外の再委託の禁止
 - (4) データの複写及び複製の禁止
 - (5) データの指示目的外の使用及び第三者への提供禁止
 - (6) 事故発生時における報告義務
 - (7) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償請求
- 2 前項の場合において、必要と認められる場合には、磁気ファイル、入出力帳票等の授受の手續、搬送の方法及びその経路、保管方法、その他のデータの滅失等を防止するため必要な事項につき覚書を締結するものとする。

(派遣要員の指導)

第 18 条 保護管理者は、電子計算機処理に関し、要員の派遣を受ける場合には、必要に応じ、派遣企業の責任者及び派遣要員の双方から秘密保持等データの適正な取扱いに関する誓約書等を提出させるものとする。

(データの利用及び提供の制限)

第 19 条 法令の規定に基づき、連合会の内部において利用し、又は連合会の外部に提供しなければならない場合を除き、データを目的外に利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、データの滅失等を生ずる恐れがないものとして理事長が承認した場合は、データを目的外に利用し、又は提供することができる。ただし、データを目的外に利用し、又は提供することによって、当該データの本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。
- (1) 連合会が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度でデータを内部で利用する場合であって、当該データを利用することについて相当な理由のあるとき
 - (2) 行政機関その他これに準ずる公的機関が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度でデータを利用し、かつ、当該データを利用することについて相当な理由があるとき

第 9 章 補則

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、電子計算機処理に係るデータの保護及び管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 千葉県国民健康保険団体連合会電算処理データ等保護管理規程(平成 4 年規程第 13 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年 2 月 9 日規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。